

今に残る古代の水田区画

古代の律令制では、^{りつりょう}田令とよばれる法律に田の形状が定められていました。これは当時私有が認められていなかった田を、一定の基準により国が人民に貸し与える^{はんてん}班田収受という制度を円滑に実施するための規定と考えられています。すなわち水田1区画の面積を基準値である1段(現代の約10アール)となるように、長辺は約54メートル(古代の長さの単位で30^ぶ歩)短辺は約22メートル(同12歩)の長方形と規定したのです。この規定は実際の田の土地割に反映され、その際には1段の田10区画(面積1町。現代の約1ヘクタール)を約108メートルの正方形にまとめて区画し造成されました。これを^{じょうりちわり}条里地割と呼びます。なお1町の面積をもつ正方形の区画は坪と呼ばれ、形状が長期にわたって維持されたので、現在の私たちが条里地割の存在を判断する際の手がかりとなります。また現存する地割をみると、1段の面積をもつ田は、長辺約108メートル、短辺約11メートルという細長い形状に造成される場合もあったことがわかります。



三輪地区の条里地割

市内ではこのような条里地割の水田を、今でも福島から三輪にかけての国道沿いでみることができます。かつては貴志から天神にかけての武庫川右岸や高平地区の^{ふきかわら}布木から川原、田中にかけてもみられたほか、隣接する神戸市北区道場町や長尾町にも所在し、三田盆地周辺は古代の整備された水田がまとまって分布する地域でした。

近年の研究によれば、条里地割の造成年代は平安時代と考える場合が多いようです。また古代の水田すべてに条里地割が実施されたわけでもありません。

それにしても現代に伝えられた条里地割の景観をみると、1千年ほど前に正確な区画整理を成し遂げた先人の力や、今も特産三田米を育み続ける水田の歴史、そして古代の水田を現在まで維持し続けてきた農という営みに対して敬意を感じます。